

令和6年度内閣府本府における EBPM の取組方針

令和6年5月15日
内閣府本府 EBPM 推進チーム決定

令和6年度内閣府本府における EBPM の推進に向けた取組は、以下の通りとする。また、行政事業レビューや政策評価との連携の観点から、情報の相互活用を推進する。

(予算要求における取組)

- 1 EBPM 推進委員会等において、行政事業レビューの抜本見直し、全予算事業への EBPM 手法の導入等の方針が示されていることを踏まえ、令和6年度行政事業レビューの対象となる事業について、原則として次に掲げる取組を実施する。
 - (1) 各部局は、各種政策プロセスにおいて行政事業レビューシートを活用し EBPM の実践を図り、より効果的な政策の立案・改善に努める。その際、以下を基本的考え方とする。
 - ・行政事業レビューシートを「過去の事実の説明」のみならず、政策立案や予算要求という将来に向けての「意思決定」の一環として積極的に活用する。
 - ・行政事業レビューシート上で、政策効果の発現経路と目標をロジカルに説明し、データに基づいて見直すことを明確にする。
 - (2) 行政事業レビュー推進チームは、事業の性質等を踏まえながら、その実施状況や効果を適時的確に把握し、より効果的な事業への改善につなげるため、各事業の品質管理を図る。
 - (3) EBPM 推進室は、EBPM 的観点から、必要に応じ、目標・指標設定や政策効果の点検に係る助言等を行う。その際、必要に応じて、有識者から助言等の協力を得る。
 - (4) 行政事業レビュー推進チームは、自律的に行政事業レビューシートの品質管理を進め、事業の改善に向けた職員の意識改革・行動変容を促すため、行政事業レビューシートの中から、特に優れた改善を行った事例を選定し、表彰を行う。

(政策評価における取組)

- 2 令和6年度において、政策評価体系に基づく政策に係る事後評価の対象となる施策のうち可能なものについて、事前分析表の作成の前に、政策の目的の達成までに至る因果関係の仮説を示す「政策評価ロジックモデル」を作成し、課題設定・目標設定、施策と事務事業との対応、効果の測定手法等を整理することとする。

(規制における取組)

- 3 規制の立案・改善に当たっては、規制の政策評価の枠組を活用し、ロジックの明確化、費用や効果の定量的な把握・分析、代替案との比較などを行うよう努める。

(税制改正等における取組)

- 4 各部局は、税制改正プロセスにおける税制当局への説明の際、**EBPM**の手法を活用し、客観的データに基づき、税制措置の効果を立証する。また、各種計画・施策パッケージ等の立案・見直しの際、**EBPM**の手法を活用するよう努める。

(人材育成等の取組)

- 5
 - ・オンデマンドによる**EBPM**研修（全職員が受講可能、白書執筆担当課等の企画官以下は必修）を実施する。
 - ・**EBPM**の実践に当たり有用なロジックモデル等に係る職員の理解を深め、その活用を図るため、有識者による研修を実施する。
 - ・国内外の大学・研究機関との交流を通じて、**EBPM**の推進に資する人材育成の取組を図る。
 - ・人事評価において、評価者が被評価者の**EBPM**推進に係る取組を勘案するよう周知を行う。